

【届出\_根拠規範】28\_兵庫県加西市\_1\_1-2（根拠規範適用条文抜粋）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

（平成十八年一月二十五日政令第十号）

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）

第十七条 法第二十九条第三項第二号 に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 （略）

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項 の規定により同項 に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法 の規定による市町村民税（同法第三百二十八条 の規定によつて課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法 の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者（生活保護法 （昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項 に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項 に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零